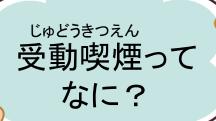
受動喫煙防止ポスタ

じゅどうきつえん えいきょう かんが 受動喫煙の影響について考えてみませんか。





ぼしゅうき かん

じゅどうきつえん 受動喫煙 とは

他の人が吸っているたばこのけむり(副流煙)を 吸わされることを言います。

副流煙には、たくさんの有害な物質が含まれてい て、自分がたばこを吸っていなくても、受動喫煙によ り健康への悪影響があります。

ぼしゅうたいしょう

募集対象

ふくしまけんない しょうがく ねんせい

〇福島県内の小学4~6年生 じゅどうきつえん ふせ

○受動 喫煙を防ぐことを呼び掛ける

ないよう

内容のもの

おうぼさくひん なか ○応募作品の中から

最優秀賞 |点

9点(各学年から3点ずつ)を選び、表彰します!

でいゆうしゅうしょうさくひん ふくしまけん じゅどうきっえんぼうしば す た − ○さらに最優秀賞作品は福島県の受動喫煙防止ポスターに

使われます!

ひょうしょうさくひん ふくしまけん 表彰作品は、福島県のホームページに公表されます。

応募先

健康づくり雑進課

受動喫煙防止ポスターコンクール」係

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号(西庁舎7階)

電話024-521-7640

詳しい応募方法は、裏面をご覧ください



受動喫煙の防止を呼び掛けるポスターを 募集しています!

1 応募資格

福島県内の小学校、特別支援学校小学部、または義務教育学校に籍を置く、小学4年生から6年生が対象です。

2 テーマ

受動喫煙防止の普及啓発に関するもの。

3 応募作品の規格

- (I) 使用用紙のサイズは、画用紙四つ切のもの。
- (2)作品の画材については特に問いませんが、手描きであること。また、パソコン等を使用した作品や、立体性のある作品(糊等を使用して貼り付けたもの)は審査対象外となります。
- (3) テーマに即した文字(キャッチフレーズ、スローガンなど)を入れても構いません。

4 応募先及び応募方法

- (Ⅰ)作品の裏面には、必要事項を記入した別紙(様式Ⅰ)を必ず貼付してください。
- (2) 各学校にて応募作品を様式2により取りまとめの上、郵送または持参にて応募ください。
- (3)作品は、 | 人 | 作品のみとし、応募者が創作した未発表のものに限ります。
- (4)作品は、折ったり丸めたりしないでください。
- (5)応募された作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は主催者に属し、作品は返却しません。
- (6)入賞作品については、健康づくり推進課ホームページ等に入賞者の氏名や学校名が掲載されます。

5 応募期間

令和元年7月8日(月)から令和元年9月10日(火)まで

6 賞の種類

- (1)最優秀賞 |点
- (2)優秀賞 9点(各学年から3点ずつ選定する)
- (3)参加賞 応募者全員

7 入賞作品の発表

最優秀賞及び優秀賞は、健康づくり推進課ホームページで発表するほか、受賞者に通知します。

8 表彰

最優秀賞者及び優秀賞者には、表彰を行う予定です。

9 作品の活用

最優秀賞作品は、県が作成する受動喫煙防止ポスター作成の際に活用します。